

令和6年6月 教育委員会定例会 会議録

- 1 開催年月日 令和6年6月11日（火）
- 2 開催場所 神奈川県庁東庁舎9階教育委員会会議室
- 3 開会時刻 9時30分
- 4 閉会時刻 10時25分

- 5 出席した教育長及び委員
 - 花田 忠雄 教育長
 - 下城 一 委員（第一教育長職務代理者）
 - 吉田 勝明 委員（第二教育長職務代理者）
 - 笠原 陽子 委員
 - 佐藤 麻子 委員
 - 常陸 佐矢佳 委員

- 6 出席職員

教育局長	落合 嘉朗
県立高校改革担当局長	田熊 徹
教育監	濱田 啓太郎
副局長	羽鹿 直樹
総務室長	宮田 一男
行政部長	高安 賢昌
指導部長	増田 年克
支援部長	古島 そのえ
生涯学習部長	信太 雄一郎
企画調整担当課長	鈴木 寿則
管理担当課長	高橋 慶吏
財務課長	渡邊 太郎
高校教育課長	渡貫 由季子
保健体育課長	磯貝 靖子
子ども教育支援課長	長田 裕一郎
生涯学習課長	伊藤 聡
文化遺産課長	鹿島 美雪

- 7 提出議題 次葉のとおり

- 8 会議録作成者 書記 鈴木 香菜子

教育委員会 6 月定例会 会議日程

日時 令和 6 年 6 月 11 日（火） 9 時 30 分から

場所 神奈川県庁東庁舎 9 階 教育委員会会議室
（オンライン会議システムを併用）

1 議事

日程第 1

定教第 13 号議案 令和 7 年度使用中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書選定に係る調査研究資料について

日程第 2

報第 4 号 第 16 期神奈川県生涯学習審議会委員の委嘱について

報第 5 号 神奈川県産業教育審議会委員の委嘱について

報第 6 号 令和 6 年第 2 回県議会定例会への提案に係る意見の申出について

2 協議・報告事項

報告 1 県指定天然記念物及び名勝について

教育委員会 6月定例会 会議録

教育長 ただいまから教育委員会 6月定例会を開会いたします。
本会議は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しており、有効に成立しております。
本日の会議録署名委員ですけれども、笠原委員を指名させていただきますので、よろしく申し上げます。

笠原委員 (了解)

教育長 本日の議題は、日程第1として「令和7年度使用中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書選定に係る調査研究資料について」の付議案件があります。

また、日程第2として「第16期神奈川県生涯学習審議会委員の委嘱について」ほか2件の報告案件があります。

さらに、協議・報告事項として「県指定天然記念物及び名勝について」の報告があります。

お諮りをいたします。本日の日程のうち、日程第2の報第6号は、知事への申出に関する案件です。よって、地教行法第14条第7項ただし書及び会議規則第35条第1項に基づき、会議を非公開にしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

全委員 異議なし

教育長 ご異議がないものと認め、そのように決しました。
それでは、非公開案件は後で審議することとして、先に公開の案件に入りたいと思います。
それでは、会議規則第22条の2の規定によりまして、ここからの進行を下城委員にお願いいたします。

下城委員 それでははじめに、日程第1の定教第13号議案に入ります。

定教第13号議案 令和7年度使用中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書選定に係る調査研究資料について
説明者 長田子ども教育支援課長

子ども教育支援課長 定教第13号議案について説明します。ファイル01「定教第13号議案」をご覧ください

ください。提案理由ですが、令和7年度使用中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書選定に係る調査研究資料について、6月5日の神奈川県教科用図書選定審議会（第2回）での審議を経て、6月6日に同審議会議長より答申を受けたので、この答申に基づき、県教育委員会として別紙（案）のとおり採択権者に対する指導、助言、援助を行いたく提案するものです。

2/192ページです。別紙（案）が表紙となります。

3/192ページです。上段の枠囲みですが、本資料の位置付け及び構成について、概要を記載しました。また、中段には「目次」として、「国語」から、「特別の教科 道徳」までの16種目について、発行者の略称と該当ページ数を、下段には参考として、各発行者の略称及び正式名称を一覧にして示しています。なお、この発行者の略称や掲載順については、文部科学省発行の「中学校用教科書目録（令和7年度使用）」に準じております。調査研究の対象についても、「教科書目録」にある全ての教科書です。「教科書目録」は検定を合格した教科書が一覧になっています。報道にもありましたが、令和5年度の検定に合格したものに、一部、令和元年度の教科書検定で合格したものも含まれております。

4/192ページです。＜本資料の見方＞ですが、これからご説明する冊子の構成等についての説明を記載しております。

5/192ページです。下段記載のページ「観点-1」から「観点-5」ページまでが、4月定例会で決定された「調査研究の観点」です。その後は、「国語」から「特別の教科 道徳」まで、各教科・種目ごとに、調査研究の結果概要を発行者ごとに1ページで示した【資料Ⅰ】と、観点ごとに詳細を示した【資料Ⅱ】とで構成しています。

10/192ページまでお進みください。国語を例として【資料Ⅰ】のつくりについてご説明します。表の最上段が「発行者の略称」と「書名」です。学年ごとに書名が異なる教科書があるため、表記は原則第3学年の書名に統一して記載しました。

次に、表の左側をご覧ください。縦に上から「1 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連」として、教育基本法及び学校教育法に基づき、学習指導要領において示された「資質・能力」の三つの柱、観点①「知識・技能」の習得、観点②「思考力・判断力・表現力等」の育成、観点③「学びに向かう力・人間性等」の涵養で整理された各教科の目標を踏まえた工夫や配慮について記載をしました。次に、「2 かながわ教育ビジョンとの関連」として、教育目標（目指すべき人間力像）に掲げた観点④「思いやる力」、観点⑤「たくましく生きる力」、観点⑥「社会とかわる力」に関連した内容について、記載しました。

次に、「3 内容と構成」として、中学校学習指導要領の改訂の要点を踏まえた工夫や配慮に関して、観点⑦「主体的・対話的で深い学び」、観点⑧「カリキュラム・マネジメント」に、また、学習指導要領の改訂における教育内容の主な改善事項等を踏まえた工夫や配慮に関して、観点⑨「言語能力の育成」から観点⑭までに記載しました。さらに、生徒にとって分かりやすく理解が深まるような構成上の工夫や配慮に関しては観点⑮に、観点⑯から観点⑳には各教科・種目独自の観点について記載をしました。

最後に、「4 分量・装丁・表記等」として、観点㉑から観点㉒に、分量や、生徒

が使いやすいような体裁や表記上の工夫・配慮等について、記載をしました。

それぞれの観点については、全て調査し、この後説明する【資料Ⅱ】に整理してありますが、この【資料Ⅰ】では、取り上げる項目や内容を絞っております。【資料Ⅱ】は、【資料Ⅰ】をまとめるためのデータです。調査の観点ごとに、各発行者の特徴を文章表記しております。

20/192ページまでお進みください。【資料Ⅱ】の最後には、【参考】として神奈川県に関連する記載や教科書の重量を掲載しました。以降、全ての教科・種目にわたって、同じような構成で資料を作成しました。

次に、それぞれの教科・種目の調査研究内容についてです。平成29年告示の中学校学習指導要領の改訂の要点を踏まえた工夫や配慮について、調査研究を行っています。ここでは、外国語（英語）を例にご説明します。なお、一部、報道でも取り上げられておりますが、現在、教育出版、英語の教科書見本において、一部掲載箇所の差替えを含め、内容に関して変更の対応を検討している旨、当該発行者から連絡があったところです。具体的には、お手元の「ONE WORLD English Course 3」53ページの写真、54ページの日本語指示文、英文、写真等、60ページの英文、写真です。このことについて、文部科学省に問い合わせたところ、調査研究については各都道府県の判断になる旨、回答がありました。これを踏まえ、過去にも配付された検定済みの教科書見本から、内容についての差替え等はあったことから、県教育委員会の対応としては、現状の教科書見本で調査・研究を行い、資料を作成しました。

それでは、外国語（英語）を例に、特徴の例を2点、ご説明します。165/192ページまでお進みください。1点目は、観点②の未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成を図るための工夫や配慮についてです。コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、日常的な話題や社会的な話題について、外国語で簡単な情報や考えなどを理解したり、これらを活用して表現したり伝え合ったりすることができる力を養うために、五つの領域である、聞くこと、読むこと、話すこと[やり取り]、話すこと[発表]、書くことの領域の中から複数の領域を統合した学習活動を設定することが挙げられます。具体的には、お手元の教科書の資料をご覧ください。東京書籍では、絶滅のおそれのある動物について記事を書き、動物保護について話し合う学習活動が【Unit Activity】に、開隆堂では、カウンセラー役になり、それぞれの生徒がどのようなことを気にしているかについて書かれたメモを読み取り、それぞれに解決策を伝える学習活動が【Action】に、三省堂では、ウェブサイトでの映画公開について投稿された意見文を読んで、自分の考えを書いてまとめる学習活動が【Goal Activity】に、教育出版では、クラスメートからの相談を聞き、自分の考えをまとめてから、アドバイスを話して伝える学習活動が【Project 2】に、光村図書では、ジャイアントパンダに関する記事を読んで、感心したことや驚いたことについて、友達に伝える学習活動が【Goal】に、啓林館では、ALTに交代でインタビューをして、聞き取ったことを書いてまとめる学習活動が【Project 1】に、それぞれ設定されています。

2点目は、観点②の学習者用デジタル教科書についてです。171/192ページまでお進みください。外国語については、教育委員会4月定例会でご説明したとおり、学習者

用デジタル教科書の見本版についても調査の対象とし、観点⑩生徒が使いやすいような工夫において記載しております。学習者用デジタル教科書は、紙と同じレイアウトの画面上で、紙の教科書同様に会話の動画や音声を視聴できるということや、英単語や問題の答えを書き込む機能が設定されています。具体的には、お手元の資料をご覧ください。デジタル教科書について、紙と同じレイアウトの画面上で、東京書籍では、発表する内容をまとめる【Activity sheet】や、会話の動画、音声などを視聴する【Previewアニメ】などが、開隆堂では、考えを整理して情報を書き込む【Action】や、会話の動画、音声などを視聴する【Tuning in】などが、三省堂では、作成したメモから自分が伝えたいことを書き込む【Speak】や、会話の動画、音声などを視聴する【Scene 1】などが、教育出版では、自分の考えを書き込んで整理する【思考ツール】や、会話の動画、音声などを視聴する【リーディング】などが、光村図書では、英文を聞きその内容を基に書き込む【Listen】や、会話の動画、音声などを視聴する【QR音声】などが、啓林館では、発表に向けて情報を整理する【Think & Speak】や、会話の動画、音声などを視聴する【本文アニメーション】などが、それぞれ設定されています。以上が本資料の構成及び内容等についてです。

次に、資料への記載はありませんが、本資料作成までの経過について補足をします。今回、本資料作成に向けては、市町村教育委員会から推薦をいただいた中学校教職員計67名の専門調査員による調査研究会を計4回開催するとともに、この間、各専門調査員には、担当する種目の教科書見本全てにわたって詳細な調査をお願いしました。その後、調査研究結果を事務局で取りまとめ、6月5日の審議会では、委員の方に実際の教科書見本を手にとったり、タブレット端末を活用して二次元コードのリンク先をご覧いただいたりしながら、審議を行いました。その際、審議会委員からは、主に調査研究資料の表現について、各教科書の特徴を表しながらも、客観的な表現となるように、という観点から修正意見をいただいております。

なお、本調査研究の結果については、各市町村などの採択地区でも同様の調査研究が深まっていく中、効果的に研究を進める上で、この県教育委員会の資料に示された観点や特徴が役に立つとの声をいただいております。

本日決定していただいた後、各市町村教育委員会をはじめ、各国立大学附属義務教育諸学校長、各私立学校長などの採択権者に送付し、各採択地区における調査研究及び検討の際の基礎的な資料として活用していただく予定です。

この内容もちまして、市町村教育委員会等への指導、助言、援助の内容としてよろしいか、ご審議いただきたいと思っております。以上です。

下城委員 それでは、ご質問がありましたらお願いします。いかがでしょうか。笠原委員。

笠原委員 前回の令和2年の調査研究資料と見比べながら、今回の調査研究資料を見ました。それはなぜかという、資料5/192ページの5行目にあるように「題材等の取扱いが適切なものであるか、工夫や配慮がなされているか」という観点に基づいて、具体的な観点の項目を定めているという、つまり、調査研究の結果は、客観性をどれだけ保つかということが重要であると認識しています。資料を見ていくうちに、ここに書いて

あるそれぞれの会社の工夫や配慮が見えてこない感じがしました。それはなぜなのでしょうかと考えたときに、調査研究の限界、難しさを改めて感じました。どういう調査資料であれば、市町村にとって基礎的な資料になり、助言、援助、そして、それぞれの採択地区の適切な採択が進められるかということを、改めて感じました。各教科の観点については、教科ごとになっている。ただ、先ほど言ったように、特色とか工夫とか配慮というものが、若干見えづらい記載だというのがまず印象に残って、では他の観点はどのようなのだろうということで、いくつか見てみました。その中で、「学習指導要領の改訂における教育内容の主な改善事項等を踏まえた工夫や配慮がなされているか」という中の「生徒の学習上の困難さに応じた工夫」について、そもそも「生徒の学習上の困難さ」ということについて教えていただけますか。

子ども教育支援課長 「生徒の学習上の困難さ」ですけれども、我々も観点⑭を調査研究するにあたり、指導主事を中心に専門調査員の皆様とも、どういう点で調査研究を行うかということをご共有しました。その際、根拠としたのは、学習指導要領解説にある「特別な配慮を必要とする生徒への指導」というところで、具体的には、障がいのある生徒、また、外国につながる生徒、また、学齢を超過した生徒や不登校の状況にある生徒、そのような生徒たちに対して、どのような工夫や配慮がなされているかという視点を皆で共有し、調査研究を行いました。

笠原委員 なぜ伺ったかという、国語から読んでいくうちに、これは学習上の困難を抱えた子どもに対する、それぞれの教科書会社の工夫なのだとは最初は思っていたのですが、それがだんだん分からなくなってきました。例えば、156/192ページの観点⑭の「生徒の学習上の困難さへの対応」ということで、「安全や衛生への配慮を徹底することを示す『安全』や『衛生』のマークが掲載されている。」これは、例えば特別な配慮という中での学習上の困難を抱えている生徒を想定しても、どうもうまくマッチしません。それと同じような状況が、例えば国語だと、文章の読み取りや登場人物の心情を考える手立てがこうであると。それから、文章の比較や登場人物の心情を考える手立てがこうであると書いてあります。つまり、各教科の中でも、教科指導をしていく上で、学習上の困難を抱えるお子さんたちに対しては、その教科の特性に応じた配慮であるとか、工夫がなされているわけですから、そういうところを拾った記載であれば、読んでいても違和感はなかったのですが、やはり冒頭でお話しした、調査研究の限界性というか、今後、調査研究の資料のあり方がどういうものであることが、市町村への指導、助言、援助になっていくのかという辺りのところが、やはり課題になってくるのかと。これを使って市町村が調査研究をするときに、どういう視点を設けていくか。

もう一つは、「学校段階間の円滑な接続」です。大半が小学校との接続が書かれています。学習指導要領上では高校への接続も書いてあります。高校への接続が明確に書かれていたのが、保健とか理科とか数学とかというのは、全ての教科書で拾い上げていた。教科によっては、それが小学校だけの記載にとどまっているものもある。扱われてないということは、記載がないということなのか、それとも小学校のところに

だけ注目をして書いたのか、その辺を教えてください。

子ども教育支援課長 調査研究ということで、やはり客観性を担保する必要があるかと考えて、明確に教科書にこれが高校との接続の内容であるということが示されていたり、または、教科書の編修趣意書にそのような旨が書かれていたりするものについて、調査の対象としました。一方、それ以外の部分については、主観が入り込む余地があるので、調査の対象とはしないという整理をしています。

笠原委員 分かりました。客観的に記載しているものがはっきりと分かるもの以外は拾い上げなかったと了解しました。それ以外の教科を見ると、確かにそういう記載があるから拾い上げているというのは分かったので、今お答えいただいたので分かりました。

要は、どういうふうに調査研究の資料を作っていくか、観点を挙げた以上、その観点の内容にふさわしい調査結果の内容が示されていないと、やはり市町村の採択にあたって、これが基本的な資料になるとするならば、その辺りのところがまた今後の一つの検討課題なのかと感じました。

下城委員 よろしいでしょうか。それでは、他にはいかがでしょうか。常陸委員。

常陸委員 教育出版の差替えについての質問ですけれども、差替えの内容は、採択のときには判断材料として、把握することができないと考えてよいでしょうか。

子ども教育支援課長 はい。現時点では、差替えの具体的な内容が示されておりませんので、そのようになります。

常陸委員 この部分を丸ごと落とす、削除するというのではなく、何かしらの題材に切り替えるという方針を示しているのですね。

子ども教育支援課長 現時点で、発行者からは差替えがあると聞いていますが、その内容については、明確な発信はないです。

常陸委員 それについて、補足というか、追いかけることは、特には考えていないのですか。

子ども教育支援課長 現時点では、今日お示ししたものが調査研究資料として、我々が提案をしています。

常陸委員 それが適切かどうかといった採択の際に、何かしらヒントがないと、判断がなかなか難しいという印象があるのですけれども。

子ども教育支援課長 発行者から何かしら差替えの情報があれば、速やかに市町村教育委員会と共有したいと考えています。

常陸委員 今後そういったことでの共有がされるということですか。

子ども教育支援課長 はい。

下城委員 他にいかがでしょうか。

笠原委員 そのことで何ってもよろしいですか。常陸委員がおっしゃったことと同じようなことを私も感じていたのですが、出版社から差替えはどのようなルートで来るのですか。皆一斉にくるのか。その辺のところはまだ文部科学省の方から具体的な情報はないですか。

子ども教育支援課長 具体的にこういうルートでとか、この時期にということも含めて、現時点では特に国から情報は来ておりません。

笠原委員 結局、国は都道府県に丸投げしているわけです。都道府県が判断して、これで良ければ調査研究を進めてほしいということでやっているわけです。例えば県として、その部分に関して何らかの調査研究をやって、市町村へ何かを渡すこともないということですね。もうその時点では調査研究は済んでいる。あえて後から来てもそのことについて特段処理はしないと。

子ども教育支援課長 はい。

支援部長 補足をさせていただきます。現時点ではそのように考えています。これまでも、例えばですけれども、調査研究が終わった後に、ある教科で著作権の問題があって、その内容を差し替えたというような経緯もあります。私たちとしては、全ての項目に対して調査研究をしており、今回のその部分については差替えがあっても大きな影響はないと考えています。これまでも、差替えをした際に大きな影響がないものについては、特に改めてのお示しはしておりません。今回も、特に問題がなければ、このまま進めていきたいと考えています。

下城委員 佐藤委員。

佐藤委員 今の問題に続けて、選定審議会の方にその資料を見せないのですか。

支援部長 選定審議会の中でも、今ご説明したように申し上げていて、調査研究の結果として大きな問題がない限りは、私どもの方で判断して進めていくということで、ご了解をいただいています。

下城委員 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

いて」です。

2/4ページ「報第5号関係」をご覧ください。4/4ページに記載があるとおり、神奈川県産業教育審議会は産業教育に関する重要事項につき、教育委員会または、知事の諮問に応じて調査審議し、意見を建議すると定められております。現在の委員の任期は、令和5年3月7日から2年間であり、教育委員会から「地域や社会の持続的な発展を担う産業人材育成のあり方について～専門学科におけるデジタル社会の実現に向けた人材の育成～」について諮問され、令和6年度に答申がなされる予定です。

1/4ページにお戻りください。令和6年度になり、県公立中学校長会及び横浜市教育委員会から、改めて委員の推薦を受けたことから、前任者を解任するとともに、新たに、掛札肇氏、山本朝彦氏を選任しました。なお、任期途中であることから、今回、残任期間について委嘱しました。

3/4ページに新旧委員名簿を記載していますので、後ほどご確認ください。
以上です。

下城委員 それでは、ご質問がありましたらお願いします。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ご質問がなければ、次に協議・報告事項の報告1に移ります。

報告 1

県指定天然記念物及び名勝について

説明者 鹿島文化遺産課長

文化遺産課長 報告1「県指定天然記念物及び名勝について」ご説明します。ファイル05「報告1」をご覧ください。本件は、かねてより教育委員会にて報告等をしている、県指定天然記念物及び名勝「天神島、笠島及び周辺水域」の現状変更の件です。

「1 経緯」ですが、二つ目の○（丸）に記載のとおり、事業者は12回目のモニタリング調査を実施し、令和6年6月3日に第12回調査報告書及び3年間の調査結果をまとめた総合報告書が県教育委員会に提出されたことから、今回、結果についてご報告するものです。

「2 モニタリング調査」の「（1）第12回モニタリング調査」をご覧ください。令和3年6月から3か年にわたり実施してきたこの調査ですが、令和6年4月3日の調査で今回最終ということになります。「ア 調査内容」ですが、資料記載の5項目について調査を行いました。次に、「イ 調査結果」ですが、まず、水・底質環境については、全ての項目で環境基準を満たしておりました。

二つ目の・（ポツ）の生物環境については、底生生物について、前回調査と比較して、個体数及び種類数ともに増加していました。また、海藻について季節的消長がみられました。種類数が増加していることから、海域環境としては悪化していないと判断されました。

なお、4/5ページの「資料1」ですけれども、今回の調査で確認された海藻や魚類について写真を掲載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

次に、1/5ページ「(2) 3年間の調査結果まとめ」です。「ア 水質環境」ですが、重要な項目である溶存酸素量は3年間を通して、水産用水基準である1リットル当たり6ミリグラム以上に収まっておりました。顕著な低塩分や貧酸素化は発生しておらず、海藻も生育していることから、生息環境として問題ないと判断されました。

2/5ページをご覧ください。溶存酸素量の経年変化を示したグラフです。

次に、「イ 底質環境」については、硫化物は水産用水基準である0.2ミリグラムパーグラム以下を上回る場合もありましたが、令和5年12月以降は下回っており、春から夏の突出した時期を除けば、概ね基準値内に収まっていました。お示ししているグラフは、硫化物の経年変化をお示したものです。

「ウ 生物環境」ですが、グラフをご覧いただきながら説明しますので、5/5ページの「資料2」をご覧ください。まず、「動物」のグラフからです。底生生物の種類数については、南方沿岸部及び消波堤内側ともに3年間を通して穏やかに増加しており、水底質環境は生物生息環境に悪影響を与えていないと言えます。また、底生生物もそれぞれの環境に応じて生息していることから、底生生物の生息環境は悪化していないと判断されました。次に、「海草藻類」のグラフです。海藻分布については、調査期間中、10種類を下回ることはありませんでした。また、いずれの地点においても春先にはワカメなどの大型海藻が繁茂していることが確認され、3年間の調査期間を通して一般的な季節消長がみられ、海藻の生育環境は悪化していないと判断されました。最後に「魚類」のグラフですが、夏に多くなる季節変動がみられ、調査期間を通していずれの地点においても魚類が確認されていることから、魚類の生育環境は悪化していないと判断されました。

3/5ページにお戻りください。「エ 海底地形環境」です。海底地形環境は調査開始時から終了時までにはほとんど変化はなく、今後台風等の擾乱がない限りは、現状の地形を維持するものと考えられます。

続いて、「3」検討委員会の結果です。調査結果について、専門的見地から助言を得ることを目的に、令和6年6月4日に令和6年度第1回モニタリング調査報告検討委員会を開催し、協議を行いました。委員の見解ですが、工事による当該水域の天然記念物及び名勝について、将来にわたっての保存に相当程度の支障となるようなデータは認められませんでした。また、本調査は改変前の環境情報がないために比較はできないものの、改変後の観測結果から環境はほぼ安定していると言えます。さらに、本事案の原因は、当該地域における無許可現状変更行為にあり、行政間で情報が共有されていれば防げることもあるため、関係部局との連携に努めるよう要請がありました。

次に、「4 再発防止に向けた今後の対応」です。先ほどの検討委員からの要請も踏まえて、3点挙げております。一つ目として、本事案対応のために設置した県・市等連絡会議を解散せずに存置し、引き続き、関係者間での情報共有に取り組んでいきます。二つ目は、他の市町村で同様の事案が生じないよう、県指定天然記念物及び名

勝の所有者・管理責任者に、定期的に注意喚起を行っていきます。三つ目は、県・市町村文化財主管課長会議等の機会を通じて、無許可の変更行為が行われないよう、各自治体内において、関係部署と情報共有を図るよう働きかけていきます。

最後に「5 その他」ですが、資料に記載のとおり、県・市等連絡会議を開催し、第11回、12回のモニタリング調査結果について情報共有を行う予定です。

報告は以上です。

下城委員 それでは、ご質問がありましたらお願いします。

笠原委員 最後に「4 再発防止に向けた今後の対応」の三つ目に、県・市町村文化財主管課長会議等の機会を通じて云々となっているのですが、この事案が起こった後に、この主管課長会議の回数は変わっているのですか。つまり、通常よりも増やして、情報共有を図ったのかどうかということ。

また、今後に向けての対応と書かれていることから、例えば今の会議の回数を増やして対応していく方向があるのかどうか。その2点について教えていただけますか。

文化遺産課長 当該会議は年に2回開催しているもので、これによって、定期的に開催する回数を増やしていることはないかと思いますが、本事案について周知を図ったということはあるかと思います。

笠原委員 要は「再発防止に向けた今後の対応」となっているので、従来どおりの会議ではないのだろうと思います。そうしたときに、回数を増やして情報共有をしていくのか、この会議の機会を通じてというのは、会議があったときにこういうことを常に確認をしていくのか。つまり、何がどう、前と後とでこの会議の扱い方が変わるのかというところが、この文章からだと読めないなので、具体的にどう考えているかを教えていただきたい。

生涯学習部長 もともとこの会議は、情報共有を図ったり、連絡を取り合ったりすることで開催していますけれども、こういったイレギュラーな事案があったので、そういったことを詳細に共有しながら、同じような事故がないように、よくよく職員とも周知をしていきたいということです。

笠原委員 是非、よろしくをお願いします。会議を開いて終わりということではないと思うので、ある一定期間は注意喚起を継続していかないと、再発防止の意味がないかと思いますので、よろしくをお願いします。

下城委員 他にいかがでしょうか。

関連してよろしいですか。会議で県教育委員会から「そういうことがないようにしてください」と呼びかけるのはもちろんですけど、こういう開発が行われたときに、全く無許可でやるということはないと思うので、どこかに許可を出すのだけど、その

許可が県教育委員会まで上がってこなかったという、この地域は県教育委員会が指定している地域なのだとするところとの連携が取れなかったと。つまり、どんな工事をするにしても、県教育委員会に必ず情報がどこかで上がってくるというルートを作っておかなくてはならないというところが問題なのではないですか。

文化遺産課長　そうですね。今回の案件についても、市教育委員会としては、県が指定している地域・区域だということは承知していました。しかし、工事を所管する横須賀市港湾部のところで、こうした事前の申請が必要だという認識が薄かった。あとは、漁業協同組合の方で工事を行ったのですけれども、そうしたところの認識がなかったということが大きな要因であるかとは思いますが。ですので、市町村の間でも、横の情報共有ということで、ここは指定区域だということに関連部局が承知していれば、事務手続きの必要性が認識されると思っていますので、そうした働きかけを県教育委員会の方から、市町村にもしていくということを考えております。

下城委員　よろしく申し上げます。他にいかがでしょうか。

吉田委員　全くそのとおりです。悪意は何もなかったのですよね。「届け出ていなければいけなかったのか」くらいの感覚を持ったのではないかと思うので、こういったことが起こりやすいと思う。神奈川県は三浦市から真鶴町と広い。あちらの方まで全部、そういったことをきちんとケアしておくことが大事なことだと思います。

下城委員　他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、他にご質問がなければ、次に日程第2の報第6号に移ります。

ただいまから非公開の会議に入ります。会議規則第35条第2項の規定により、出席する職員として教育局長、県立高校改革担当局長、教育監、副局長、総務室長、行政部長、企画調整担当課長、管理担当課長、財務課長、保健体育課長を指定します。

(10時21分非公開の会議に入り、10時25分公開の会議に戻る)

教育長　以上をもちまして、本日の日程は終了いたしましたので、これにて閉会とさせていただきます。

令和6年6月11日

会議録作成者　書記　鈴木　香菜子

<非公開会議審議等結果>

日程第2

報第6号

- ・ 財務課長から報告の後、質疑を行った。